

5-9

庶務第492号 昭和35年7月4日

内閣総理大臣 岸 信 介 殿

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

国立大学教官および国立研究機関の研究者の待遇改善について（勧告）

標記のことについて、本会議第177回運営審議会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

本会議は、科学者は待遇改善について数次にわたり勧告してきたが、大学および研究機関の最近の情勢に鑑み、国立大学教官および国立研究機関の研究者の待遇は大幅に改善される必要があると考える。

よつて、このことについて緊急の措置をとられたい。

理 由

日本学術会議は、これまで科学者の待遇改善について、政府に対して数次にわたり勧告してきたが、いまだ十分な措置がとられていない。

現状では、国立大学教官および国立研究機関の研究者が、安んじて研究を続けるのは甚しく支障があり、今後有能な教官および研究者を確保することがますます困難となるのみならず、将来教官または研究者たろうとする者の意欲をそぎ、到底後継者を得ることができない。

このような状態で推移するならば、わが国の科学振興にとり、軽視することのできない結果を招来することは明らかであり、憂慮に堪えない。

5-10

庶務第506号 昭和35年7月6日

文部大臣 松 田 竹千代 殿

日本学術会議会長代理 桑 原 武 夫

国立大学の大学院担当の教官に対する特別手当の支給について（勧告）

標記のことについて、本会議第177回運営審議会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

国立大学の大学院担当の教授に対しては、管理職の教授を除き大学院特別手当が支給されているが、これを増額するとともに、大学院担当の管理職の教授、助教授および講師に対しても新たに特別手当を支給することができるよう必要な措置を講ぜられたい。

理 由

国立大学の大学院担当の教授に対しては、管理職の教授を除き、昭和34年以来特別手当が支給されているが、その額は甚だ不十分であるからその増額を行う必要がある。

また、大学院の授業および研究指導は、上記の教授のみが担当しているのではなく、大学院担当の管理職の教授、助教授、講師も多大の努力を払っているため、これらにも同様に特別手当を支給すべきであるとする。